要介護認定調査委託契約書

　　○○町（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査の事業の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（受託内容）

1. 甲は要介護認定調査の事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

　２　　乙は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員のいずれかである場合、介護保険法施行規則第40条第5項の要件を満たすものとする。

（実施方法）

1. 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し、要介護認定

調査を実施し、その結果を受領後甲の定める期日までに甲に報告する。

また、本契約書に定めのない事項等については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

1. 乙は、介護戦専門員その他、介護保険法第28条第6項に基づく厚生労働省令で

定める者に要介護認定調査を行わせるものとする。

２　　乙は、受託業務の開始に際しては、予め要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

３　　乙は、要介護認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

４　　乙は、要介護認定調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

1. 対象者への訪問を行うとともに、要介護認定調査を適正に実施する。
2. 速やかに甲に（1）の調査結果を報告する。

（履行場所）

1. 乙は、甲が定める区域に住所を有する被保険者に係る要介護認定調査の事業を実施する。

（委託料）

1. 甲は、要介護認定調査の事業の委託料として、次に定めるところにより算定される額を乙に支払うものとする。

在宅の認定調査1件当たり　3,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額

施設の認定調査1件当たり　2,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額

認定調査に要した交通費の実費

（委託料の支払）

1. 乙は毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものと

する。

２　　甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書の受理後30日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

1. 乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ

又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

1. 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし甲が特

別に認める場合については、この限りではない。

（業務実施の指示）

1. 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（移動手段）

1. 要介護認定調査に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

（秘密の保持）

1. 乙及び要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た

要介護認定調査の対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

（事故発生時の対応）

1. 乙は、要介護認定調査の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、要介護認定

調査の対象者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　　乙は、要介護認定調査の対象者に対する要介護認定調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（関係書類の整備）

1. 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

（報告書の提出）

1. 乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲の定める期日までに文書により甲に報告し

なければならない。

２　　甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができ

る。

（立ち入り調査）

1. 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し、立ち入り調査し、必要な報告を求

め、委託業務の実施について必要な時事を乙に与えることができる。

（契約の解除）

1. 甲は、乙が各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
   1. 指定居宅介護支援事業者、介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

の指定を取り消されたとき。

* 1. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施

設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

* 1. 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないものと認められるとき。

（疑義の解決）

1. 本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が

生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

（委託期間）

1. 本契約の有効期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

本契約の締結を称するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　年　月　日

1. 委託者　所在地

名　称

代表者職指名

1. 受託者　所在地　札幌市中央区北3条西7丁目1番地

名　称　　一般社団法人　北海道介護支援専門員協会

代表者職指名　　会　長　　大　島　康　雄